

船舶事故等調査報告書

平成23年11月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第120号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年7月17日（日） 16時20分ごろ	
発生場所	和歌山県和歌山市大川港北方沖 和歌山市所在地ノ島 <sup>じのしま</sup> 灯台から真方位050° 3,350m付近 (概位 北緯34° 19.0′ 東経135° 05.2′)	
事故等調査の経過	平成23年7月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 ニューあさかぜ、4.2トン WK3-24213、個人所有</p> <p>B ゴムボート（船名なし）、長さ約3m なし、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>B 操船者B</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A なし</p> <p>B 船首から右舷外板にかけてペイントの付着</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、手動操舵により約17ノットの速力で北東進中、B船は、操船者Bが同乗者1人を乗せ、船首がほぼ南西に向いた状態で魚釣りをしながら漂泊中、平成23年7月17日16時20分ごろ、大川港北方沖において、A船の船首部とB船の右舷船首部が衝突した。</p> <p>船長Aは、右舷前方に5～6隻のゴムボートを認め、これらのゴムボートを避航するために左転した際、これらのゴムボートに注意を向け、船首方のB船に気付かずに航行した。</p> <p>操船者Bは、B船に向けて接近するA船を認め、釣り糸を巻き上げながら動静を監視していたが、危険を感じて同乗者と共に海に飛び込んだ。</p> <p>操船者B及び同乗者は、共に救命胴衣を着用していた。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、大川港北方沖を北東進中、船長Aが、適切な見張りを行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船に向けて航行したものと考えられる。</p> <p>B船は、大川港北方沖において、魚釣りをしながら漂泊中、操船者Bが、A船の接近に気付き、監視していたが、危険を感じて操船者等が海に飛</p>

	び込んだものと考えられる。
原因	本事故は、大川港北方沖において、A船が北東進中、B船が漂流中、船長Aが適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。